

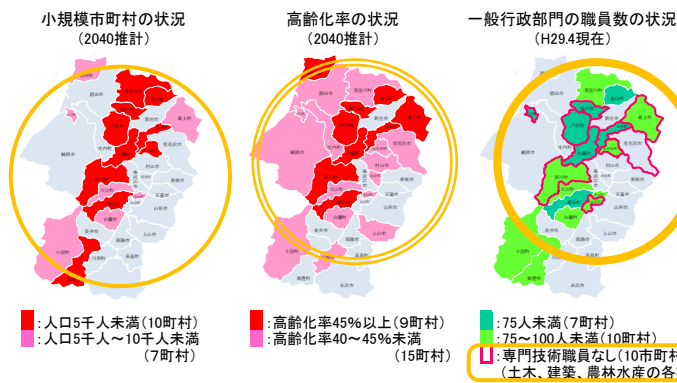
『県・市町村連携推進方針』の概要

1 県と市町村との連携について

(1) 県内市町村を取り巻く情勢

- 少子高齢化を伴う人口減少の加速化（特に町村部で顕著）
- 行政ニーズの多様化・複雑化
- 職員数の減少に加え、小規模町村を中心に、土木や農林などの専門技術職員が不足
- 雇用創出や移住・定住等、地域創生の取組みの積極化

＜ 県内市町村の人口減少・職員数等の状況 ＞



※「小規模市町村の状況」と「高齢化率の状況」は国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（H25.3推計）』に、「一般行政部門の職員数の状況」は、『平成29年地方公共団体定員管理調査結果』（総務省）に基づき整理。

(2) 市町村間／県と市町村との連携の現状

《市町村間の連携》

- 事務の共同化等、地域の実情に応じた様々な連携を展開（一部事務組合、事務の委託、定住自立圏等）

《県と市町村との連携》

- 各分野・地域で、時々の課題に応じて、各種の取組みを実施中でも、専門的・技術的分野については、技術面での助言や技術研修、災害時の応援等を実施
- 総合支庁に「連携支援室」と各部横断の「連携支援サポートチーム」を設置し、市町村との連携推進体制を強化（H28）

(3) 課題

- 県内市町村（特に小規模町村）において、
 - ① 行政サービスの安定的・持続的な提供
 - ② 人口減少問題の克服と成長力確保に向けた取組みの積極的な展開
 を図っていくためには、**分野や行政の枠を越え、県内外の多様な資源を一層活用していくことが必要**

（参考）県の計画上の位置付け

『山形県行政改革推進プラン』（H29.3）に「県と市町村との連携・協働」を『山形県短期アクションプラン』（H29.3）に「市町村間や市町村との連携の強化」をそれぞれ明記

2 今後の連携推進の基本的な考え方

(1) 県と市町村とのさらなる連携の趣旨

- **市町村の自立的な行政運営を確保するとともに、市町村それぞれの「地域創生」を実現し、ひいては県全体で「やまがた創生」を実現するため、これまでの地域内はもとより、地域の枠を越え、さらには分野の枠も越えて、県と市町村とのさらなる連携を推進**

(2) 連携推進の視点

I 市町村の自立的な行政運営の確保

- ① 市町村の行政運営を支える基盤（人材、専門性・技術、財政等）へのサポート
- ② 市町村業務の効率化・事業効果の拡大

II 「地域創生」、「やまがた創生」の実現

- ① 県・市町村の資源（人材、ノウハウ等）及び地域の多様な資源の効果的・総合的な活用
- ② 市町村の施策や事業構築のコーディネート
- ③ 先導的な取組みの創出・展開

（参考）第31次地方制度調査会答申（H28.3）より抜粋

◎広域連携等による行政サービスの提供

人口減少社会において、(略)あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

4 連携推進に向けた体制

(1) 地域における推進体制

地域の実情を踏まえた連携の取組みは、引き続き、**総合支庁と管内市町村からなる推進体制**の下で積極的に展開

＜活動方向＞

- ・ 定期的な情報交換を通じて、地域の課題を的確に把握・共有
- ・ 総合支庁の「連携支援サポートチーム」を活用しながら、新たな連携の取組みを検討・実施

3 さらなる連携推進の方向性

- 2の「基本的な考え方」を踏まえた「(1) 新たな方向性」の下、次の「(2) 連携の枠組み」により、新たな取組みを創出・展開し、さらなる連携を推進

(1) 新たな方向性

- i) 市町村における地域資源の捉え方や住民との関係性、県が有する様々な情報やネットワーク、政策立案のノウハウ等を積極的に活用
- ii) 福祉や地域づくり等の分野を越えた総合的な取組みを推進
- iii) モデルとなる連携の取組みを創出して、他地域や全県へ普及・展開

(2) 連携の枠組み

	展開方法	具体的な展開内容（主なもの）※「例」はこれまでの取組事例	主な連携手法
I 市町村の自立的な行政運営の確保	①行政運営を支える基盤へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門技術職員が不足する町村等への助言・支援、災害時の応援 ● 人事交流・研修等による人材育成支援（ICTの技術高度化等にも対応） ● 行財政運営に関する助言、検討の場の設置 例）水道事業のあり方検討 	助言・支援 交流派遣 研修
	②業務の効率化・事業効果の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務の共同実施 / 施設やシステムの共同設置・共同利用 例）個人住民税の共同催告、共同徴収 / 道路施設の点検診断業務の地域単位での一括発注 / 情報システムの共同化 ● 市町村間連携の促進 例）一部事務組合、事務の委託、定住自立圏、連携中枢都市圏 	事務や施設等の共同化 広域連携の仕組み
II 「地域創生」、「やまがた創生」の実現	①県・市町村の資源等の効果的・総合的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町村との協働による事業の実施 例）予算一体型：若者定着支援基金の運営（奨学金返還支援） 役割分担型：やまがた健康マイレージ事業（県：企業協力依頼、市町村：参加者へのポイント付与、カード交付） ● 県と市町村で協議会等を設置し、各種事業を企画・実施 例）全県及び各地域の観光協議会による観光振興の取組み ● 市町村の創意工夫による事業実施の支援 例）市町村総合交付金 	予算・役割分担 協議会 補助金・交付金
	②施策や事業構築のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題の解決に向けた検討を行う場の設置 例）最上地域政策研究所（県・市町村職員による地域課題解決の施策立案） 地域別の移住交流推進協議会（移住居世セミナーの企画） ● 市町村と専門機関との調整 例）町村と県看護協会の連携による訪問看護サービス立ち上げ支援 	協議会 研究会 関係機関との連絡調整 専門家派遣
	③先導的な取組みの創出・展開	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と市町村との連携によるモデル事業の展開 例）地域運営組織の立ち上げなど、地域再生計画に基づく事業（先駆型、横展開型） 西村山地域広域連携協議会（高校生の下校用バスの調査運行） 	予算・役割分担 国制度活用 専門家派遣

(2) 全県的な推進体制 【新設】

県と市町村及び市町村間の連携の取組みを、地域や分野の枠を越えて、より総合的・効果的に推進するため、**県と市町村からなる『県・市町村連携推進会議』**を設立・運営

〔メンバー〕市町村：企画担当課長 等

県：企画振興部次長、各部局主幹課長、各総合支庁連携支援室長 等

＜活動方向＞

- ・ 連携課題・ニーズ調査の実施結果等を踏まえて、**新たな連携テーマ**について検討・協議
- ・ 必要に応じて**実務担当者**のワーキングチームを開催して、具体的な連携方策について検討
- ・ 県内外の先進事例の情報収集・提供（「見える化」）や意見交換を通じて、それら事例の「横展開」、「全県への展開」を推進